



鳥取県公報

平成14年3月1日(金)
第7362号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	字の区域の変更（2件）（104・105）（市町村振興課）..... 1
	生活保護法による医療機関の指定（106）（福祉保健課）..... 6
	生活保護法による診療所の廃止の届出（107）（"）..... 6
	生活保護法による薬局の廃止の届出（108）（"）..... 6
	県営土地改良事業計画の変更（109）（耕地課）..... 7
	土地改良事業計画の変更協議の適否の決定（110）（"）..... 7
	保安林の指定（111）（森林保全課）..... 8
	公共測量の実施（112）（管理課）..... 8
	都市計画事業の事業計画の変更の認可（113）（都市計画課）..... 8
公 告	平成14年度前期実施技能検定の実施（労働雇用課）.....10
	平成14年度随時実施技能検定の実施（"）.....13
調達公告	公募型指名競争入札の実施（4件）（管理課）.....15
	一般競争入札の実施（2件）（会計課）.....25
	一般競争入札の実施（教育委員会事務局小中学校課）.....29

告 示

鳥取県告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、北条町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営ほ場整備事業中北条地区第2工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成14年3月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する 字の名称	同左の区域（平成13年11月5日現在の地番による。）
江北字古屋敷	江北字古屋敷の全域 江北字上荒神362の1の一部、362の4の一部、363から365までの一部、366の4の一部、366の6の一部、369の1の一部、369の9の一部、369の11の一部

江北字江川	江北字江川の全域 江北字下河原349の1の一部
江北字下河原	江北字下河原のうち349の1の一部以外の区域 江北字下荒神356の一部、356の2の一部、358の一部、359の1の一部、360の一部、361の1の一部、361の2の一部
江北字下荒神	江北字下荒神のうち356の一部、356の1、356の2の一部、356の4の一部、358の一部、359の1の一部、360の一部、361の1の一部、361の2の一部以外の区域
江北字上荒神	江北字下荒神356の4の一部、361の2の一部 江北字上荒神のうち362の1の一部、362の4の一部、363から365まで的一部分、366の4の一部、366の5、366の6の一部、369の1の一部、369の9の一部、369の11の一部以外の区域 江北字稲戸370の3 江北字隈田1040の8
江北字稲戸	江北字稲戸のうち370の3以外の区域
江北字野羅田	江北字野羅田のうち948の6、948の7、949の2、950の2、951の2、953の2、955の2、956の2、957の2、959の1、959の3以外の区域
江北字無用後	江北字無用後のうち960の4から960の6まで、961の2、962の2、963の2、964の2、966の3、966の4、967の3、968の1、968の2以外の区域
江北字下池	江北字下池のうち969の2、977の5、977の6以外の区域
江北字大柿	江北字下池969の2、977の5、977の6 江北字大柿のうち978の1の一部、978の2、978の5の一部、978の7の一部、979の一部、988の1の一部、988の2、988の3の一部、988の4の一部、988の5の一部以外の区域
江北字上飯屋	江北字無用後960の4、960の5の一部、961の2、962の2、963の2、964の2、966の3、966の4、967の3、968の1、968の2 江北字大柿988の1の一部、988の2の一部 江北字上飯屋のうち989の1の一部、989の3の一部、989の4の一部、999の1の一部、999の2以外の区域
江北字水留	江北字野羅田948の6、948の7、949の2、950の2、951の2、953の2、955の2、956の2、957の2、959の1、959の3 江北字無用後960の5の一部、960の6 江北字上飯屋989の4の一部、999の1の一部、999の2の一部 江北字水留のうち1000の1の一部、1000の2の一部、1013の1の一部以外の区域
江北字小包	江北字上飯屋989の4の一部、999の2の一部 江北字水留1000の1の一部、1000の2の一部、1013の1の一部 江北字小包の全域 江北字中飯屋1022の4、1022の5の一部 江北字下飯屋1058の1の一部、1058の2の一部
江北字中飯屋	江北字大柿978の2の一部、988の1の一部、988の2の一部 江北字上飯屋989の1の一部、989の3の一部、989の4の一部、999の1の一部 江北字中飯屋のうち1022の3、1022の4、1022の5の一部、1026の一部、1028の1の一部、1029の一部以外の区域 江北字隈田1030の1の一部、1030の3の一部
江北字隈田	江北字上荒神366の5の一部 江北字大柿978の1の一部、978の2の一部、978の5の一部、978の7の一部、979の一部、

	<p>988の1の一部、988の3から988の5までの一部</p> <p>江北字隈田のうち1030の1の一部、1030の2、1030の3、1030の4の一部、1031の一部、1032の一部、1034の一部、1035の一部、1037の一部、1038の1の一部、1039の一部、1040の1の一部、1040の3の一部、1040の4の一部、1040の6の一部、1040の8以外の区域</p>
江北字椎田	<p>江北字上荒神366の5の一部</p> <p>江北字隈田1030の1の一部、1030の2、1030の4の一部、1031の一部、1032の一部、1034の一部、1035の一部、1037の一部、1038の1の一部、1039の一部、1040の1の一部、1040の3の一部、1040の4の一部、1040の6の一部</p> <p>江北字椎田のうち1041の11の一部、1041の12の一部、1041の14の一部、1042の11の一部、1048の一部、1049の2から1049の9まで、1049の14の一部、1049の15、1049の16から1049の18までの一部以外の区域</p> <p>江北字下飯屋1050の4の一部、1050の5の一部</p>
江北字下飯屋	<p>江北字中飯屋1022の3、1022の5の一部、1026の一部、1028の1の一部、1029の一部</p> <p>江北字隈田1030の3の一部</p> <p>江北字椎田1049の16の一部</p> <p>江北字下飯屋のうち1050の1の一部、1050の2の一部、1050の4、1050の5の一部、1057の一部、1058の1から1058の3までの一部、1058の4以外の区域</p>
江北字畑ケ田	<p>江北字下荒神356の1、356の2の一部</p> <p>江北字上荒神366の5の一部</p> <p>江北字椎田1041の11の一部、1041の12の一部、1041の14の一部、1042の11の一部、1048の一部、1049の2から1049の9まで、1049の14の一部、1049の15、1049の16から1049の18までの一部</p> <p>江北字下飯屋1050の1の一部、1050の2の一部、1050の4の一部、1050の5の一部、1058の1から1058の3までの一部、1058の4</p> <p>江北字畑ケ田の全域</p>

鳥取県告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、北条町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営ほ場整備事業中北条地区第3工区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成14年3月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する	同左の区域（平成13年10月9日現在の地番による。）
江北字下五ノ坪	<p>江北字下五ノ坪のうち757の5の一部以外の区域</p> <p>江北字鶴上免827の2の一部、827の9の一部</p> <p>江北字福田1108の1の一部、1109の1の一部、1110の1の一部、1110の2の一部、1188の1の一部、1188の2の一部</p>

	<p>江北字兵庫1189の1の一部、1190の1の一部、1191の1の一部、1191の2の一部、1192の1の一部、1193の1の一部、1194の1の一部、1194の2の一部、1195の1の一部、1196の1の一部、1197の2の一部、1199の1の一部、1200の1の一部、1200の3の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>江北字広シ田1201の2の一部</p> <p>江北字上荒針1231の4の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
江北字鶴上免	江北字鶴上免のうち827の2から827の7まで、827の9以外の区域
江北字梵天	江北字梵天のうち892の2から892の6まで、892の8、892の9以外の区域
江北字大坪	江北字大坪のうち893の2、893の4、893の6から893の9まで以外の区域
江北字八ヶ坪	江北字八ヶ坪のうち946の3以外の区域
江北字野羅田	江北字野羅田のうち948の4以外の区域
江北字水留	江北字水留のうち1013の2以外の区域
江北字小包	江北字小包のうち1014の2以外の区域
江北字福田	<p>江北字福田のうち1108の1の一部、1109の1の一部、1110の1の一部、1110の2の一部、1188の1の一部、1188の2の一部以外の区域</p> <p>江北字兵庫1189の1の一部、1189の5及びこれらと一体をなす国有地</p>
江北字兵庫	<p>江北字兵庫のうち1189の1の一部、1189の5、1190の1の一部、1191の1の一部、1191の2の一部、1192の1の一部、1193の1の一部、1194の1の一部、1194の2の一部、1195の1の一部、1196の1の一部、1197の2の一部、1199の1の一部、1200の1の一部、1200の3の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>江北字広シ田1201の1の一部、1201の2の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
江北字広シ田	<p>江北字広シ田のうち1201の1の一部、1201の2の一部、1202の1の一部、1203の1の一部、1204の2の一部、1205の1の一部、1206の1の一部、1207の1の一部、1207の3の一部、1209の1の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>国坂字鼻木47の1の一部、47の2の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
江北字下荒針	<p>江北字梵天892の5の一部、892の6、892の8、892の9の一部</p> <p>江北字大坪893の2、893の4、893の6から893の9まで</p> <p>江北字八ヶ坪946の3の一部</p> <p>江北字下荒針のうち1220の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>江北字八幡仙1293の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>国坂字大昔田7の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>国坂字鼻木37の1の一部、39の1の一部、40の1の一部、41の1の一部、42の1の一部、43の1の一部、45の1の一部、47の1の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
江北字上荒針	<p>江北字鶴上免827の2の一部、827の3から827の7まで、827の9の一部</p> <p>江北字梵天892の2から892の4まで、892の5の一部、892の9の一部</p> <p>江北字広シ田1201の1の一部、1201の2の一部、1202の1の一部、1203の1の一部、1204の2の一部、1205の1の一部、1206の1の一部、1207の1の一部、1207の3の一部、1209の1の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>江北字下荒針1220の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>江北字上荒針のうち1231の4の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>国坂字鼻木47の1の一部</p>
江北字八幡仙	<p>江北字八ヶ坪946の3の一部</p> <p>江北字野羅田948の4</p>

	<p>江北字水留1013の2 江北字小包1014の2 江北字八幡仙のうち1293の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 江北字下八幡仙1421の1、1421の2、1425の1、1425の2、1426の1、1426の2、1427の1、1427の2、1430の1、1430の3、1431の1、1431の3及びこれらと一体をなす国有地の一部 国坂字大昔田2の3の一部、2の5の一部、7の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
江北字下八幡仙	江北字下八幡仙のうち1421の1、1421の2、1425の1、1425の2、1426の1、1426の2、1427の1、1427の2、1430の1、1430の3、1431の1、1431の3及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
国坂字大昔田	国坂字大昔田のうち2の3の一部、2の5の一部、7の一部、9の一部、28の1から28の4までの一部、28の11の一部、31の1の一部、31の5の一部、32の1の一部、33の1の一部、33の3の一部、33の4の一部、33の9の一部、34の1の一部、35の1の一部、36の1の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
国坂字鼻木	<p>国坂字大昔田7の一部、9の一部、32の1の一部、33の1の一部、33の3の一部、33の4の一部、33の9の一部、34の1の一部、35の1の一部、36の1の一部及びこれらと一体をなす国有地 国坂字鼻木のうち37の1の一部、39の1の一部、40の1の一部、41の1の一部、42の1の一部、43の1の一部、45の1の一部、47の1の一部、47の2の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 国坂字原畑ケ48の3の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p>
国坂字原畑ケ	<p>国坂字大昔田28の1から28の4までの一部、28の11の一部、31の1の一部、31の5の一部及びこれらと一体をなす国有地 国坂字原畑ケのうち48の3の一部、58の1の一部、58の2の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに48の1、50の1、50の2、51の1、52の1、53の1、54の1、55の1、56の1と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
国坂字塩焼	<p>国坂字原畑ケ58の1の一部、58の2の一部 国坂字塩焼のうち69の1の一部、69の2、69の3の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに59の1、59の2、60の1、61の1、62の1、63の1、64の1、65の1、65の2、66の1、67の1、68の1、69の1、69の2と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
国坂字上塩焼	<p>国坂字塩焼69の1の一部、69の2、69の3の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 国坂字上塩焼のうち82の1の一部、82の2の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに70の1、70の2、71の1、71の2、73の1、74の1、75の1、76の1、77の1、78の1、79の1、80の1、81の1、82の1と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
国坂字小津原	<p>国坂字上塩焼82の1の一部、82の2の一部及びこれらと一体をなす国有地 国坂字小津原の全域</p>
国坂字道越	<p>国坂字道越の全域 国坂字上大門141の1の一部</p>
国坂字上大門	<p>国坂字塩焼69の2と一体をなす国有地の一部 国坂字上塩焼70の1、70の2、71の1、71の2、73の1、74の1、75の1、76の1、77の1、78の1、79の1、80の1、81の1、82の1と一体をなす国有地の一部 国坂字上大門のうち141の1の一部及び153の1と一体をなす国有地の一部以外の区域 国坂字下大門154の1の一部、154の3の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに154の3と一体をなす国有地の一部</p>

国坂字下大門	国坂字塩焼59の1、59の2、60の1、61の1、62の1、63の1、64の1、65の1、65の2、66の1、67の1、68の1、69の1と一体をなす国有地の一部 国坂字上大門153の1と一体をなす国有地の一部 国坂字下大門のうち154の1の一部、154の3の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに154の3と一体をなす国有地の一部以外の区域 国坂字大畑ケ168の1の一部
国坂字大畑ケ	国坂字原畑ケ48の1、50の1、50の2、51の1、52の1、53の1、54の1、55の1、56の1と一体をなす国有地の一部 国坂字大畑ケのうち168の1の一部以外の区域

鳥取県告示第106号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成14年3月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人鳥取愛心会内浜クリニック	米子市彦名町964 - 1	平成12年2月8日
まつい眼科クリニック	倉吉市昭和町二丁目143	平成14年1月4日
いながき歯科医院	鳥取市秋里398 - 8	平成14年1月7日
なのはな薬局	西伯郡岸本町大原930 - 2	平成14年1月1日
ケアタウン薬局	米子市奥谷1135 - 1	〃
おおくに調剤薬局	西伯郡西伯町大字倭397 - 20	平成14年1月11日
調剤薬局ユース	米子市東福原六丁目1 - 2	平成14年1月21日

鳥取県告示第107号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成14年3月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
内浜クリニック	米子市彦名町964 - 1	平成12年2月7日

鳥取県告示第108号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成14年3月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ケアタウン薬局	米子市奥谷1135 - 1	平成13年12月31日

鳥取県告示第109号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業東因幡地区区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年3月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成14年3月4日から22日間
- 縦覧に供する場所
国府町役場及び岩美町役場
- 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第110号

淀江町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業稲吉地区農業用排水）に係る土地改良事業計画の変更協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年3月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書及び条例の写し
- 縦覧に供する期間
平成14年3月4日から22日間
- 縦覧に供する場所
淀江町役場
- 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第111号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成14年3月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林の所在場所

境港市新屋町字川尻前2521の2、2522、2523、2526から2529まで、2531から2533まで、字寄会前2537、2539、2541、2544、2548、2549、2552から2557まで、2559

2 指定の目的

潮害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は、境港市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び境港市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第112号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、旧中部ダム予定地域振興協議会長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成14年3月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 作業種類 公共測量

2 作業期間 平成13年9月19日から平成14年1月16日まで

3 作業地域 東伯郡三朝町大字吉尾地内から同町大字小河内地内まで

鳥取県告示第113号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年3月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 施行者の名称

東伯町

2 都市計画事業の種類及び名称

東伯都市計画下水道事業 東伯町公共下水道

3 事業施行期間

平成9年3月21日から平成20年3月31日まで

(変更前 平成9年3月21日から平成15年3月31日まで)

4 事業地

(1) 収用の部分

削除する部分 東伯町大字逢束字出口、字元屋敷及び字中屋敷並びに大字徳万字為信、字西為信、字東為信、字中内畑、字上内畑、字中上松、字仁田西通り、字中仁田、字仁田、字東上松及び字三石田の各全部

東伯町大字逢束字御供田、字竹光、字比丘尼寺、字上風呂屋谷、字風呂屋谷、字上屋敷、字石蔵、字野際、字家ノ上、字双子塚、字長畑、字西屋敷、字新屋敷、字鈴ヶ野、字下深溝、字深溝、字上深溝、字西ノ野、字下谷端、字上谷端、字開キ、字道丸欠、字下道丸穴、字田越橋及び下田越橋、大字徳万字毛色、字西毛色、字海端、字上松、字添水谷、字下新畑、字上新畑、字下馬込、字東馬込、字中馬込、字上馬込、字古城、字角田、字下出口、字西垣、字盲女垣、字龍庵、字大久保田、字唐屋地、字五反田、字田越橋下、字下内畑屋敷、字内畑屋敷及び字仁田下、大字丸尾字上ノ垣並びに大字下伊勢字西荒神高下の各一部

(2) 使用の部分

追加する部分 東伯町大字逢束字出口、字鈴ヶ野、字谷端、字下谷端、字上谷端、字下田越橋、字田越橋、字西ノ野、字開キ、字下深溝、字深溝、字上深溝、字西屋敷、字中屋敷、字元屋敷、字新屋敷、字上屋敷、字双子塚、字家ノ上、字石蔵、字風呂屋谷、字長畑、字野際、字下小松畑、字道丸穴、字下道丸穴、字西道丸穴、字東道丸穴、字下大松山、字荒神畑、字上大松山、字小松畑、字下野中、字荒堀、字竹光及び字御供田、大字徳万字タカラ、字西海端、字下上松、字海端、字西毛色、字毛色、字西垣下通、字上松ノ内中通下、字上松、字添水谷、字下新畑、字川端、字西垣西通、字西垣、字下出口、字西為信、字東為信、字下内畑屋敷、字内畑、字上新畑、字角田、字為信、字下馬込、字西馬込、字東馬込、字中馬込、字仁田下、字古城、字内畑屋敷、字中内畑、字中上松、字仁田西通り、字中仁田、字上馬込、字上内畑、字東上松、字三石田、字仁田、字上道端、字盲女垣、字龍庵、字大久保田、字唐屋地、字五反田、字田越橋下、字鳥見、字才ノ木、字下込堂、字中込堂、字東込堂、字橋馬込、字南馬込、字王神東、字王神上、字下惣連、字西惣連、字惣連及び字上込堂、大字丸尾字東浜田、字池田、字下宝、字代官田、字吹揚、字宝、字井手領、字蔭ノ下、字女給、字坂ノ下、字出口及び字上ノ垣、大字保字北田、字屋敷及び松神、大字下伊勢字西荒神高下、字田越橋、字谷田、字北田、字松山、字江リ田、字長三屋敷、字堤ノ内、字荒神下モ、字犬加実、字屋敷田、字上屋敷、字上出口、字鳴子田、字井手領及び字往還端、大字上伊勢字西宮内、字東宮内及び松之木、大字浦安字市場、字馬場ノ内、字上馬場、字西屋敷、字北畠、字惣連、字畠田、字殿見土居、字下中坪、字東側、字元中坪、字東股、字水上、字屋敷、字屋敷田、字小門口、字向田及び字天神ノ並びに大字八橋字西町北側、字西町南側、字仲町北側、字仲町南側、字新町北側、字東町北側、字東町南側、字茅町、字下寺ノ上、字赤坂、字新屋敷、字川向、字浜手、字東頭ナシ及び大灘の各全部

東伯町大字逢束字上風呂屋谷、字比丘尼寺、字梶田、字下ノ垣、字野中、字溝尻、字鶴喰、字西大深田、字浜田、字東大深田及び字浜田河原、大字丸尾字西浜田、字勘定場、字寺田、字四十八、字上河原、字下河原、字河原坂ノ下、字西川端、字松神及び字五郎丸、大字保字北河原、字沢際、字川上、字土手ノ前、字清水、字北市場、字家ノ上、字宇婦塚、字桜ヶ坪及び字中通、大字下伊勢字荒神高下、字於曾婆、字土手下、字内海中、字下通屋敷、字東出口、字堂免、字西多那喜、字前田、字八幡土井、字押尾田、字門畑及び字五反田、大字上伊勢字花田、字助右衛門田、字下ノ屋敷、字西ノ木戸、字上官屋敷、字土居下、字西屋敷、字東屋敷、字堂ノ前及び字神子田、大字浦安字清水元、字下宮下、字上宮下、字鹿間土井、字六反田、字北市

場、字下ノ平ル、字上ノ平ル、字塚根、字中江田、字城山、字正免、字飛井橋、字上中坪、字下清繁、字東清繁、字西之木戸、字山道ノ下及び字山道ノ上、大字八橋字宮ノ下町、字諏訪宮、字宮ノ前、字馬場、字風呂屋、字御城山、字御城ノ東、字大日寺峯、字上寺ノ上、字後口谷、字五輪山、字笠見平、字大上戸、字井手領、字大田、字頭ナシ、字崩し、字東崩し、字東大灘及び字河原端、大字田越字東屋敷並びに大字三保字下白山、字下井尻及び字東井尻の各一部

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定に基づき、平成14年度前期実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成14年3月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 検定を実施する等級別の職種（作業）

（1） 1級及び2級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）

造園（造園工事作業）

機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、心無し研削盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、マシニングセンタ作業）

放電加工（数値制御彫形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）

金属プレス加工（金属プレス作業）

鉄工（構造物鉄工作業）

建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）

めっき（電気めっき作業）

仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

産業車両整備（産業車両整備作業）

鉄道車両製造・整備（機器ぎ装作業、内部ぎ装作業、配管ぎ装作業）

建設機械整備（建設機械整備作業）

婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）

布はく縫製（ワイシャツ製造作業）

家具製作（家具手加工作業、家具機械加工作業）

建具製作（木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業）

プラスチック成形（射出成形作業）

石材施工（石張り作業）

とび（とび作業）

左官（左官作業）

タイル張り（タイル張り作業）

畳製作（畳製作作業）

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作

業、FRP防水工事作業)

内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)

熱絶縁施工 (保温保冷工事作業)

サッシ施工 (ビル用サッシ施工作業)

表装 (表具作業、壁装作業)

塗装 (木工塗装作業、建築塗装作業、噴霧塗装作業)

広告美術仕上げ (広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業)

写真 (肖像写真作業)

フラワー装飾 (フラワー装飾作業)

(2) 3級

園芸装飾 (室内園芸装飾作業)

造園 (造園工事作業)

機械加工 (普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、マシニングセンタ作業)

めっき (電気めっき作業)

電子機器組立て (電子機器組立て作業)

和裁 (和服製作作業)

とび (とび作業)

内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)

広告美術仕上げ (広告面粘着シート仕上げ作業)

(3) 単一等級

路面標示施工 (溶融ペイントハンドマーカーク工作業、加熱ペイントマシンマーカーク工作業)

塗料調色 (調色作業)

産業洗浄 (高圧洗浄作業)

2 検定の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成14年6月12日(水)から同年9月8日(日)までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成14年6月5日(水)から鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示するとともに、受験申請者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

(ア) 1級及び2級

職 種	実 施 期 日
園芸装飾、金属プレス加工、産業車両整備、布はく縫製、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装	平成14年8月25日(日)

機械加工、鉄工、めっき、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工及び広告美術仕上げ	平成14年9月1日(日)
写真	平成14年9月4日(水)
造園、放電加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾	平成14年9月8日(日)

(イ) 3級

職 種	実 施 期 日
園芸装飾、和裁及びとび	平成14年8月25日(日)
機械加工、めっき、電子機器組立て、内装仕上げ施工及び広告美術仕上げ	平成14年9月1日(日)
造園	平成14年9月8日(日)

(ウ) 単一等級

職 種	実 施 期 日
産業洗浄	平成14年8月25日(日)
路面標示施工及び塗料調色	平成14年9月8日(日)

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

4 手数料

(1) 実技試験

ア 1級及び2級

職 種	手 数 料
下記以外の職種	15,700円
婦人子供服製造	13,000円

イ 3級

職 種	手 数 料	
	在 校 生	在校生以外
下記以外の職種	10,500円	15,700円
和裁	7,700円	11,500円

ウ 単一等級

15,700円

(2) 学科試験

3,100円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取県職業能力開発協会

住所 〒680 - 0845 鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階

電話 0857 - 22 - 3494

(3) 受付期間

平成14年4月4日(木)から同月17日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

なお、郵送による場合は、平成14年4月17日(水)までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会配布する。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、1に掲げる職種以外の職種についても、受け付ける。

エ 手数料は、4に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会へ納付すること。

オ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。

カ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者は、平成14年10月8日付けの鳥取県公報で公告する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成14年10月8日付けの書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書の交付

1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定合格者には鳥取県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

不明な点については、鳥取県職業能力開発協会(電話0857-22-3494)又は鳥取県商工労働部労働雇用課(電話0857-26-7231)に問い合わせること。

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定に基づき、平成14年度随時実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成14年3月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 検定を実施する等級別の職種

(1) 3級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工(普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。)、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

(2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

2 検定の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成14年4月1日(月)から平成15年3月31日(月)までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

平成14年4月1日(月)から平成15年3月31日(月)までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

4 手数料

(1) 実技試験

職 種	手 数 料
下記以外の職種	15,700円
機械検査及び婦人子供服製造	13,000円

(2) 学科試験

3,100円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取県職業能力開発協会

住所 〒680-0845 鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階

電話 0857-22-3494

(3) 受付期間

随時（平成14年12月30日（月）及び同月31日（火）並びに平成15年1月2日（木）及び同月3日（金）、日曜日、土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時までに限る。）受け付ける。（原則として、技能検定の受検を希望する日の30日前までとする。）

（4）受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会で配布する。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、1に掲げる職種以外の職種についても、受け付ける。

エ 手数料は、4に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会へ納付すること。

オ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。

カ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

キ 3級の技能検定については、受検しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2級の技能検定に合格した者に限り、受検することができる。

6 合格通知等

（1）実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が書面で通知する。

（2）技能検定合格証書の交付

技能検定合格者には、鳥取県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

この技能検定は、外国人研修・技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等の認定に活用するものである。

不明な点については、鳥取県職業能力開発協会（電話0857 - 22 - 3494）又は鳥取県商工労働部労働雇用課（電話0857 - 26 - 7231）に問い合わせること。

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年3月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

（1）工 事 名 主要地方道鳥取港線橋りょう整備工事（千代橋上部工9工区）

（2）工事場所 鳥取市古海及び行徳

（3）工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により、主要地方道鳥取港線の千代橋床板工事を行うものである。

（4）工事の規模及び構造等

延 長 L = 358.0m

幅 員 W = 6.5 (18.80 ~ 23.06) m

床 版 工 L = 280.8m

橋梁付属物工 一式

- (5) 工 期 平成14年3月から平成14年12月25日まで
(6) 予定価格 251,912,850円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

- ア 共同企業体が、県内に本店を有する者2名により自主的に結成されたものであること。
イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。
ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

- ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
イ 平成12年鳥取県告示第330号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。
ウ 平成14年3月1日 (金) から同月8日 (金) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
エ 平成13年4月1日 (日) からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法 (昭和27年法律第172号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

- ア 土木工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
イ 入札参加資格告示5による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が1,060点以上であること。
ウ 平成4年度以降に工事が完了し、引渡しの完了している床版工事 (以下「同種工事」という。) を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
エ 本件工事の現地での施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
(ア) 平成4年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等 (以下「技術者等」という。) として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、当該共同企業体の代表者の技術者等として施工管理したものに限る。
(イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。
(ウ) 土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

- ア 土木工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。
イ 本件工事の現地での施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管

理の検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項に規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であり、かつ、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成14年3月1日(金)から同月8日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県土木部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取土木事務所総務課(東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県郡家土木事務所総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉土木事務所総務課(中部総合事務所内)
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子土木事務所総務課(西部総合事務所内)
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のイと同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とするところがある。

(7) この公告に示した工事に係る予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年3月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 主要地方道鳥取河原用瀬線緊急地方道路整備工事（橋りょう整備）（6工区）

(2) 工事場所 八頭郡用瀬町大字美成

(3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により主要地方道鳥取河原用瀬線のうち八頭郡用瀬町大字美成地内における美成橋上部工を製作し、及び架設する工事である。

(4) 工事の詳細

橋りょう上部工の製作及び架設

設 計 荷 重 B活荷重

上部工型式 ポストテンション方式4径間連結コンボ^{けた}桁橋

橋 長 L = 128.3m

支 間 長 4 × 31.025m

幅 員 全体 W = 10.75m

(内訳 車道 = 3.00m × 2 歩道 = 2.50m × 1)

平 面 線 形 直線

架 設 工 法 クレーン架設

(5) 工 期 着工の日から315日間

(6) 予定価格 242,530,050円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、2名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

ウ 平成14年3月1日（金）から同月8日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

エ 平成13年4月1日（日）からあって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ 入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。

ウ 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成11年10月1日から平成12年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果におけるプレストレスト・コンクリート工事業の総合評点が1,150点以上であること。

エ 平成4年度以降に、工事が完成し、引渡しの完了しているPC橋（道路橋に限る。）上部工の桁製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

オ 本件工事の現地での架設期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

（ア）平成4年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、当該共同企業体の代表者の技術者等として施工管理したものに限る。

（イ）建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

（ウ）土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

（4）共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 県内に本店を有すること。

イ 土木工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

ウ 入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを有し、かつ、入札参加資格告示5による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が1,090点以上であること。

エ 本件工事の現地での架設期間、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

（ア）主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

（イ）監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であり、かつ、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

（1）技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成14年3月1日（金）から同月8日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県土木部管理課建設係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取土木事務所総務課（東部総合事務所内）
八頭郡家町大字郡家100	鳥取県郡家土木事務所総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉土木事務所総務課（中部総合事務所内）
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子土木事務所総務課（西部総合事務所内）
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるときとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とするところがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年3月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 一般県道依原青谷線地方特定道路整備工事（高架橋上部工 P 8 ~ P 9）

(2) 工事場所 気高郡青谷町大字青谷

(3) 工事内容

本件工事は、一般県道依原青谷線の高架橋上部工を製作する工事である。

(4) 工事の詳細

橋りょう上部工製作

設 計 荷 重 B活荷重

上部工形式 ポストテンション方式 T^{けた}桁橋

橋 長 L = 40.0m

幅 員 全体 W = 14.80m

(内訳 車道 = 3.00m × 2 歩道 = 3.50m × 2)

平面線形 直線

- (5) 工 期 着工の日から225日間
(6) 予定価格 78,228,150円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 土木工事業について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
(3) 平成12年鳥取県告示第330号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。
(4) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成11年10月1日から平成12年9月30日までの間にあるものに限る。)の結果におけるプレストレスト・コンクリート工事の総合評点が1,150点以上であること。
(5) 平成14年3月1日(金)から同月8日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
(6) 平成13年4月1日(日)からあって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。
(7) 平成4年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているPC橋(道路橋に限る。)上部工の工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
(8) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
(ア) 平成4年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等(以下「技術者等」という。)として同種工事に係る^{けた}桁製作を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事に係る^{けた}桁製作を施工管理した経験については、当該共同企業体の技術者等として施工管理したものに限る。
(イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。
(ウ) 土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成14年3月1日(金)から同月8日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県土木部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取土木事務所総務課(東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県郡家土木事務所総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉土木事務所総務課(中部総合事務所内)
米子市糺町一丁目160	鳥取県米子土木事務所総務課(西部総合事務所内)
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものと

する。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年3月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 主要地方道倉吉福本線地方特定道路整備工事（特改一種）

(2) 工事場所 倉吉市八幡町

(3) 工事内容

本件工事は、主要地方道倉吉福本線のうち倉吉市八幡町地内に係る部分の法面工事である。

(4) 工事の規模、構造等

法面工事

施 工 延 長	55.0m
幅 員	6.0 (10.00) m
掘 削 工	1,767m ³
厚 層 基 材 吹 付	243.1m ²
ア ン カ ー 工	47本 (1 3 5)
集排水ボーリング工	7本 (9 0)
コンクリート受圧板工	47基

(5) 工 期 着工の日から230日間

(6) 予定価格 91,686,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、2名により自主的に結成された者であること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成12年鳥取県告示第330号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、法面処理工事に係るものを有すること。

ウ 平成14年3月1日 (金) から同月8日 (金) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

エ 平成13年4月1日 (日) からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法 (昭和27年法律第172号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア とび・土工工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成11年10月1日から平成12年9月30日までの間にある者に限る。) の結果における法面処理工事の総合評点が970点以上であること。

ウ 平成4年度以降に、法面処理工事のアンカー工に係る工事 (以下「同種工事」という。) を発注者から直接受注して、下請け業者の施工によらずに自ら施工 (以下「自社施工」という。) をした実績があること。

エ 本件工事の現地での施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成4年度以降に、同種工事を元請けとして自社施工した者の監理技術者、主任技術者等 (以下「技術者等」という。) として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

(イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(ウ) とび・土工工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ とび・土工工事業について、建設業法第3条第6項に規定する特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。

ウ 本件工事の現地での施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、とび・土工工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成14年3月1日(金)から同月8日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県土木部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取土木事務所総務課(東部総合事務所内)
八頭郡家町大字郡家100	鳥取県郡家土木事務所総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉土木事務所総務課(中部総合事務所内)
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子土木事務所総務課(西部総合事務所内)
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のイに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)である。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とするところがある。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年3月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

ガラス器具等洗浄用全自動洗浄機	5 式
超純水製造装置	1 式
ガスクロマトグラフ質量分析計	1 式
揮発性成分濃縮加熱導入装置	1 式
大気サンプリングポンプ	5 式
マイクロウェーブ試料分解・高速溶媒抽出装置	1 式

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成14年6月14日（金）

(4) 納入場所

東伯郡羽合町大字南谷 鳥取県衛生環境研究所

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成14年鳥取県告示第64号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が理化学機器に登録されている者であること。

(3) この公告に示した物品又はこれと同等の物品に係る相当数の納入実績がある者であること。

(4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(5) 平成14年3月1日（金）から同年4月10日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県出納局会計課

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局会計課用度係

電話 0857 - 26 - 7432

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成14年3月12日(火) 午後1時30分

鳥取県出納局入札室(鳥取県庁本庁舎1階)

(4) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成14年4月10日(水) 午後1時30分(ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成14年4月10日(水)正午までとする。)

鳥取県出納局入札室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類及び納入しようとする物品の製作仕様書等を、4の(1)の場所に平成14年3月26日(火) 午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Automatic Laboratory Glassware Cleaning Machines, Ultrapure Water Purifier, Gas Chromatograph Mass Spectrometer, Thermal Desorber System, Sampling Pump, and Microwave Digestion System

(2) March 26, 2002 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) April 10, 2002 1 : 30 PM : Time - limit for submission of tenders

April 10, 2002 Noon : Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Bureau of the Treasury, Tottori Prefectural Government 1 -

220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan TEL : 0857 - 26 - 7432

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年3月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

超高速遠心機	1式
高速冷却遠心機	1式
蛍光X線分析装置	1式
I C P質量分析装置	1式

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成14年6月28日（金）

(4) 納入場所

東伯郡羽合町大字南谷 鳥取県衛生環境研究所

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成14年鳥取県告示第64号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が理化学機器に登録されている者であること。

(3) この公告に示した物品又はこれと同等の物品に係る相当数の納入実績がある者であること。

(4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(5) 平成14年3月1日（金）から同年4月10日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県出納局会計課

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局会計課用度係

電話 0857 - 26 - 7432

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成14年3月12日(火)午後1時30分

鳥取県出納局入札室(鳥取県庁本庁舎1階)

(4) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成14年4月10日(水)午後1時40分(ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成14年4月10日(水)正午までとする。)

鳥取県出納局入札室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類及び納入しようとする物品の製作仕様書等を、4の(1)の場所に平成14年3月26日(火)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Automatic Preparative Ultracentrifuge, High Speed Refrigerated Centrifuge, Fluorescence X - ray Spectrometer, and Inductively Coupled Plasma Mass Spectrometer

(2) March 26, 2002 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) April 10, 2002 1 : 40 PM : Time - limit for submission of tenders

April 10, 2002 Noon : Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Bureau of the Treasury, Tottori Prefectural Government 1 -

220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan TEL : 0857 - 26 - 7432

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年3月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

鳥取県教育センター情報教育研修システム機器 一式

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成14年7月1日から平成18年6月30日まで

(4) 納入期限

平成14年6月25日（火）

(5) 納入場所

鳥取市湖山町北五丁目201 鳥取県教育センター（現在の鳥取県教育研修センター。平成14年4月1日に名称を変更する予定。）

(6) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる物品の一式の1月当たりの単価を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成14年鳥取県告示第64号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうちリース、レンタルに係るものを有すること。

(3) この公告に示した物品又はこれと同等の物品に係る相当数の納入実績がある者であること。

(4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(5) 平成14年3月1日（金）から同年4月11日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県教育研修センター 庶務課（平成14年4月1日以降 鳥取県教育センター 総務課）

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680 - 0941 鳥取市湖山町北五丁目201

鳥取県教育研修センター 庶務課

電話 0857 - 28 - 2321

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成14年3月6日(水) 午前10時

鳥取県教育研修センター 第3研修室

(4) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成14年4月11日(木) 午後1時30分(ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成14年4月10日(水) 午後5時までとする。)

鳥取県教育センター 第3研修室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成14年3月29日(金) 午後5時まで提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

(7) 契約締結の制限

この公告に示した物品に係る予算が成立しなかったときは、契約を締結しない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Computer system for information technology education training of Tottori Prefecture Education Training and Research Institute

(2) Time - limit for submission of documents for qualification confirmation : March 25, 2002 5 : 00 PM

(3) Time - limit for submission of tenders : April 8 , 2002 1 : 30 PM Time - limit for submission of tenders by

registered mail : April 8 , 2002 Noon

(4) Please contact : General Affairs Division, Tottori Prefectural Education Training and Research Institute, 5 - 2
01 Koyama - cho - Kita, Tottori - shi, 680 - 0941 Japan TEL : 0857 - 28 - 2321

